

『就業証』 と 『居留許可』

グローバル化が一層拡大する中、多くの日本企業が中国ビジネスとかかわっています。そのかかわり方を整理すると、中国企業との業務提携契約等により間接的にかかわる場合と、自社の人的資源や資金を中国へ投入することにより直接的にかかわる場合に大別できます。一般的にそのかかわり方は中国ビジネスの進展に伴って、間接的なものから直接的なものへと移行していきます。

直接的に中国ビジネスにかかわる場合、その進出の態様は、①日本企業の出資により中国国内に現地法人を設立する場合(以下、「現地法人の設立」という)と、②単に出張者を中国に派遣することをくり返す形態や、中国国内に日本企業の事務所を設置する形態(以下、「駐在員事務所の開設」という)等、中国国内に現地法人を設立しない場合に分別できます。

「現地法人の設立」による場合と「駐在員事務所の開設」による場合では、中国国内で行うことのできる活動の範囲や中国に駐在できる人数などに相違する点があったり、中国国内で発生する費用の帰属先が相異したりするなど、その態様は同一ではありません。

中国ビジネスにあたって、これら両者の違いを把握し、自社の事業計画に適した組織形態を選択することも重要な項目のひとつといえます。両者の違いについては、以下にまとめた「駐在員事務所の開設」と「現地法人の設立」の概要をご参照ください。

< 「駐在員事務所の開設」と「現地法人の設立」の概要 >

	駐在員事務所の開設	現地法人の設立
日本本社との関係	日本本社の出張所(事務所)	日本本社とは別法人
資本金の投入の有無	無(必要経費の送金のみ)	登録資本金の設定、送金が必要
活動(経営)範囲	情報収集、市場調査、連絡業務等の補助的業務	政府より認可された経営範囲内での経営活動
登記期間	日本本社の経営期間(通常は永久)を超過しない範囲 (2011年3月1日より適用)	政府より認可された経営期間
代表者(責任者)	首席代表	董事長(法定代表)
駐在員の地位	首席代表、代表	現地法人への出向
駐在員の所属	日本本社	現地法人(在籍出向の場合には、日本本社にも籍が残ります。)
駐在員の人数	1名以上3名以内 (2011年3月1日より適用)	人数の限定無し
従業員の雇用	間接雇用(人材派遣会社経由の採用)のみ可	直接雇用、間接雇用とも可
費用の帰属	日本本社	現地法人
企業所得税の課税方法	原則として『経費課税』方式の適用を受ける	原則として『実質所得課税』方式
その他	事務所設立手続きにおいて、代表(首席代表)のパスポートコピーに在日中国領事館での公証が必要になるなど、申請資料の準備が煩雑	現地法人は、日本本社とは別の資金繰りが必要となるため、利益を計上することが必須(投資をする上では、当然のことなのですが)